

平成23年第7回小山町議会9月定例会会議録

平成23年9月2日(第1日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	阿部 司君	2番	湯山 宏一君
3番	池谷 弘君	4番	高畑 博行君
5番	桜井 光一君	6番	渡辺 悦郎君
7番	米山 千晴君	8番	湯山 鉄夫君
10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員

9番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	室伏 博行君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生 活 環 境 課 長	高橋 裕司君	防 災 室 長	鈴木 陽一君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	遠藤 一宏君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	岩田 芳和君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員

7番 米山 千晴君 8番 湯山 鉄夫君

散 会

午後3時28分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 報告第 5 号 平成22年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 6 号 平成22年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7 号 平成22年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第 7 同意第 5 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第 9 議案第37号 財産の取得について (小山町消防団第 2 分団消防ポンプ自動車購入)
- 日程第10 議案第38号 財産の取得について (小山中学校等備品購入)
- 日程第11 議案第39号 小山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 小山町東富士演習場関連特定事業基金条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第42号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第43号 平成23年度小山町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第16 議案第44号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第45号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第18 議案第46号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第19 議案第47号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第20 認定第 1 号 平成22年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第 2 号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第 3 号 平成22年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第 4 号 平成22年度小山町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第 5 号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第 6 号 平成22年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第 7 号 平成22年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第 8 号 平成22年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第 9 号 平成22年度小山町水道事業会計決算

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成23年第7回小山町議会9月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 米山千晴君、8番 湯山鉄夫君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間にしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの20日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました、報告第5号から認定第9号までの25議案について、町長から説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成23年第7回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告3件、同意2件、財産の取得2件、条例4件、補正予算5件、決算の認定9件の、合計25件であります。

はじめに、報告第5号 平成22年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成22年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 平成22年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成22年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

平成23年12月31日をもって任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第37号 財産の取得についてであります。

小山町消防団第2分団が使用する消防ポンプ自動車が、平成8年12月に購入して以来15年が経過し、老朽化したため更新するものであり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 財産の取得についてであります。

小山中学校等の備品を購入するものであり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 小山町行財政改革審議会条例の制定についてであります。

行財政改革を今後着実に推進していくために、これまでの行政改革懇談会にかわり、新たに地方自治法第138条の4第3項に規定する、執行機関の附属機関として、小山町行財政改革審議会を設置するものであります。

次に、議案第40号 小山町東富士演習場関連特定事業基金条例の制定についてであります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金を特定事業へ充当するために、基金の造成をするものであります。

次に、議案第41号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてであります。

スポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法が本年6月24日に公布されたことに伴い、関係する本条例を改正し、文言の整理を行うものであり、また、小山町行財政改革審議会条例の制定に伴い、行財政改革審議会委員の報酬額を定めるものであります。

次に、議案第42号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に公布されたことに伴い、税条例を改正するものであります。

次に、議案第43号から議案第47号までについては、一般会計のほか、4つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第43号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4億2,927万2,000円を追加し、歳入歳出総額を91億1,328万円とするとともに、地方債の限度額を補正するものであります。

次に、議案第44号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,991万7,000円を追加し、歳入歳出総額を18億6,991万7,000円とするものであります。

次に、議案第45号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成22年度決算により、歳入の繰越金を137万4,000円減額することに伴い、一般会計繰入金を137万4,000円増額するものであります。

次に、議案第46号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,823万6,000円を追加し、歳入歳出総額を13億4,423万6,000円とするものであります。

次に、議案第47号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

既決予定額に、収益的支出は213万円を追加するとともに、資本的支出において940万円を追加するものであります。

次に、認定第1号から認定第9号までの平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の9件について、御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成22年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成22年度一般会計の決算額は、歳入総額120億1,973万9,000円で、前年度対比23.1%の増、歳出総額は116億8,229万6,000円で、25%の増となり、歳入歳出差し引き残高は3億3,744万3,000円となりました。

この差し引き額には、小山中学校改築事業ほか3件の通次繰越の充当財源、公共土木施設災害復旧事業ほか13件の繰越明許費の充当財源、道路維持作業車購入事業ほか3件の事故繰越の充当財源、合わせて2億5,065万5,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、8,678万8,000円が実質収入額となり、純繰越金となります。

これから、前年度の実質収支額1億2,496万3,000円を差し引いた単年度収支額は、3,817万5,000円の赤字となりました。また、実質収支額を標準財政規模53億1,405万6,000円で除した実質収支比率は1.6%となりました。歳入、歳出の増額の主な要因は、台風9号被害による災害復旧事業、須走道の駅整備事業、小山中学校改築事業、北郷中学校屋内体育施設改築事業によるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で22億5,660万3,000円増加しました。増加したものは、先ほど挙げた災害復旧事業ほか3事業などの財源として借り入れした町債の9億6,294万7,000円の増、台風被害への義援金及び復興支援金及び須走小学校体育館改築事業等にいただいた寄附金の5億2,784万5,000円の増、災害復旧経費への特別交付税の交付及び普通交付税の交付による地方交付税の4億8,077万7,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、総合計画推進基金からの繰入額減少等に伴う繰入金金の1億9,165万7,000円の減、個人所得の減少、固定資産の償却資産減少等に伴い、町税の7,413万5,000円の減、ゴルフ場利用税交付金の3,922万6,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較すると、全体で23億3,692万8,000円の増加となりました。目的別の主なものは、災害復旧費が10億1,573万7,000円の増、総務費が指定寄附金を基金に積み立てたことにより6億2,033万1,000円の増、教育費が5億9,679万9,000円の増となりました。

一方、減少した主なものは、災害復旧事業を優先したことに伴い、事業を縮減した土木費が3億1,526万8,000円の減、御殿場市小山町広域行政組合負担金の減少により、衛生費が6,059万4,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が37億2,153万円で、全体の31.9%、投資的経費が41億2,731万2,000円で、全体の35.4%となりました。また、義務的経費のうち、人件費は17億7,903万円で、前年度対比で5,701万6,000円の減となりましたが、扶助費が9億7,910万4,000円で、子ども手当支給に伴い、前年度対比2億4,816万円の増となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費が11億6,034万6,000円で、前年度対比11億5,825万6,000円の増、普通建設事業費が29億6,696万6,000円で、前年度対比3億3,364万5,000円の増となりました。

平成22年度は、平成22年9月に起きた台風9号による被害により、厳しい財政運営に大きな影響を与えることになりましたが、町民の不安と不便をいつときも早く解消するよう、最優先に災害復旧へ取り組んでまいりました。また、災害復旧を進めるとともに、町民の安全・安心の生活を守り、住みよいまちづくりを目指し、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以上、平成22年度一般会計の決算の概要を説明いたしました。その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は19億8,982万6,000円で、前年度に比べ1億2,609万7,000円の増であります。歳出総額は17億1,690万8,000円で、前年度に比べ6,824万1,000円の増であります。本会計の実質収支額は2億7,291万8,000円であります。

次に、認定第3号 平成22年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は393万1,000円、歳出総額は375万4,000円となりました。

次に、認定第4号 平成22年度小山町老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも1,672万6,000円で、平成22年度をもって本会計は廃止となりました。

次に、認定第5号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億8,685万円で、前年度に比べ986万8,000円の増、歳出総額は1億8,665万2,000円で、前年度に比べ1,114万4,000円の増、実質収支額は19万8,000円であります。

次に、認定第6号 平成22年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億8,419万6,000円、歳出総額は1億8,157万円で、実質収支額は262万6,000円であります。

次に、認定第7号 平成22年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも1,859万3,000円であります。

次に、認定第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は13億1,349万5,000円で、前年度に比べ4,556万2,000円の増、歳出総額は12億7,166万5,000円で、前年度に比べ2,822万5,000円の増、実質収支額は4,183万円であります。

次に、別冊になっております決算書の認定第9号 平成22年度小山町水道事業会計決算についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益2億1,714万6,000円に対し、水道事業費用は1億9,777万5,000円となり、当年度の純利益は1,336万9,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額9,028万円に対し、支出額は2億4,835万9,000円となりました。

以上、今定例会に提案いたしました25議案につきましての提案説明は終わります。

なお、各議案の審議に際し、人事案件については私から説明をさせていただき、その他の議案につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第5号 平成22年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（真田 勝君） 日程第4 報告第5号 平成22年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第5号 平成22年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成20年度から平成22年度までの3か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました須走道の駅整備事業についてであります。事業費総額16億5,053万7,000円を支出して継続事業がすべて終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第5 報告第6号 平成22年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第5 報告第6号 平成22年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第6号 平成22年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成22年度の小山町健全化判断比率についてであります。7月27日に算定の基礎数値及び4指標について、監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど代表監査委員から平成22年度決算審査の意見とあわせて御報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成22年度の小山町の標準財政規模は53億1,405万6,000円で、平成22年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計と合わせて8,696万4,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率は、先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計を加え、町のすべての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実



質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成22年度の実質収支額等の合計は8億5,348万7,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成20年度から22年度までの年度ごとに算出し、3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごとに支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、下水道事業特別会計及び水道事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずる算定額と債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずる算定額や、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずる算定額などを含めた合計額から、それらに充てられた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は14.5%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高80億4,330万8,000円や、債務負担行為に基づく支出予定額3,000万円のほかに、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社に関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全額から、町全体の基金残高12億630万2,000円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は110.5%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第6 報告第7号 平成22年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第6 報告第7号 平成22年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 報告第7号 平成22年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ

公表することが義務づけられたことによるものでございます。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかをあらわす指標であります。

それでは、はじめに、下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。

決算書の290ページの下水道事業特別会計実質収支に関する調書を御参考にしていただきたいと思っております。

平成22年度決算の歳入総額1億8,419万6,000円から歳出総額1億8,157万円を差し引いた実質収支額は262万6,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計決算書13ページの貸借対照表の流動資産の項を御覧ください。総額5億7,901万8,000円から流動負債総額1億3,006万7,000円を差し引きますと、4億4,895万1,000円の黒字であります。下水道事業特別会計と同様に、資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（真田 勝君） 日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

このうち、平成20年10月1日から委員をお願いしております外川義一さんが、9月30日をもって任期満了となります。外川さんは平成18年から5年半にわたり職務に精励いただいておりますが、このたび御勇退されることになりました。これまでの御尽力に対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第であります。

そこで、後任といたしまして、須走244番地にお住まいの米山恒久さんを委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

米山さんは、お住まいである須走でホテル業を営まれる一方で、小山町消防団本部長を務められ、町民の生活安全の確保に日々努力されるなど、使命感と責任感あふれる方であります。また、人格、識見ともにすぐれた方で、委員としての適任者であります。

なお、任期は平成23年10月1日から平成26年9月30日までの3年間であります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（真田 勝君） 日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護並びに自由人権思想の普及及び高揚を目的として活動を行っております。

現在、小学校区ごとに1人ずつ、5人の方が委嘱されておりますが、本年12月31日で4人の方が任期満了となります。

このうち、明倫地区の湯山勝美さんと、須走地区の吉川美枝子さんが退任されます。湯山委員は6期15年6か月、吉川委員は5期12年3か月の長きにわたり、人権擁護委員としてお務めいただき、人権法律相談をはじめ、基本的人権の擁護や尊重の意識普及に御尽力をいただきましたことに、深く感謝申し上げる次第であります。長い間、まことにありがとうございました。

後任といたしまして、新たに小山町須走80番地の16の相野谷光子さんと小山町菅沼540番地の1、湯山 久さんを委員候補者として推薦するものであります。

相野谷さんは、現在、小山町地域包括支援センターに勤務されておりますが、陸上自衛隊富士学校や小山町社会福祉協議会などにも勤務され、社会的弱者への人権問題への造詣が深く、また地域にあっては、地元婦人会の活動に役員として積極的に参加され、広く地域社会の実情に通じ、人格識見ともに高く、社会的信望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であります。

湯山さんは、平成20年3月まで静岡県の教員として長年にわたり教鞭を執られた方であり、在職中には、特別支援教育に関する特別支援専門会議メンバーになるなど、子どもの人権問題への造詣が深く、また地域の活動に積極的に参加され、広く地域社会の実情に通じ、人格識見ともに高く、社会的信望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であります。

また、小見山泰男さんは3期9年、芹沢 勝さんは1期3年にわたって御尽力をいただいておりますので、引き続きお願いするものであります。

人権擁護委員法第6条の規定により、候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第9 議案第37号 財産の取得について（小山町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第37号 財産の取得について（小山町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第37号 財産の取得についてであります。

本案は、平成23年度東富士演習場周辺消防施設設置助成事業による消防ポンプ自動車の購入で

あります。

平成8年12月に購入しました小山町消防団第2分団の消防ポンプ自動車を更新するものであります。

入札は去る8月24日、消防ポンプ製作メーカー5社による指名競争入札を執行したところ、株式会社畠山ポンプ製作所が2,000万円で落札し、消費税相当額100万円を加え、2,100万円で契約を締結するものであります。

消防ポンプ自動車の装備概要を申し上げますと、日野自動車製シャシー、総排気量4,009ccのディーゼルエンジン、全長6.0メートル、幅1.88メートル、運転手を含め10人乗り、可搬式ポンプを積載し、車両前部に震災対策等用の電動ウインチを装備します。

なお、納期につきましては、平成24年2月29日としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第38号 財産の取得について（小山中学校等備品購入）

○議長（真田 勝君） 日程第10 議案第38号 財産の取得について（小山中学校等備品購入）を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第38号 財産の取得についてであります。

本案は、小山中学校南校舎の耐震補強改修工事が9月30日までに完成することに伴い、新たに備品を購入し、あわせて町内小中学校の備品を購入するものであります。

今回購入する主なものは、小山中学校南校舎の理科室、美術室等の特別教室に教材収納庫50台、作業台27台、美術机40台など、57品目210点の備品を購入するものであります。

また、成美小学校、北郷小学校、須走小学校には、児童用の机といすを各78台、北郷中学校には生徒用ロッカー18台等、15品目187点を購入するものであります。

入札は、去る8月24日、業者5者による指名競争入札を執行したところ、(株)長島文宝堂が2,030

万円で落札決定し、消費税等5%相当額101万5,000円を加えて、2,131万5,000円で契約を締結するものであります。

なお、納入期限は平成23年10月14日までとしております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第39号 小山町行財政改革審議会条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第11 議案第39号 小山町行財政改革審議会条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第39号 小山町行財政改革審議会条例の制定についてであります。

本町では、昭和60年10月に、職員により構成された小山町行政改革推進本部及び町民の代表により構成された小山町行政改革懇談会を設置し、計8次にわたる小山町行政改革大綱を策定し、行政改革を推進してきました。

これまでの行政改革懇談会は、主に大綱策定前の1年間の活動という臨時的なものであり、組織の位置づけは設置要綱で対応してきました。

しかし、今後の行財政改革を着実に推進していく方策の一つとして、町長の諮問事項について、調査・審議し、答申を行っていく組織が必要であり、平成23年10月から、地方自治法第138条の4第3項に規定する、執行機関の附属機関として、新たに小山町行財政改革審議会を設置し、条例・規則を制定するものです。

条例は9カ条からなっており、第1条から第2条は審議会の設置と所掌事務を規定し、第3条で審議会委員の定員を16人以内とし、町民と学識経験者から組織を構成します。第4条で、委員の任期を2年と定め、第5条から第7条で審議会の会長及び副会長の設置、会議の招集、部会の設置等を規定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（湯山鉄夫君） ただいま提案されております議案第39号 小山町行財政改革審議会の条例制定について、3点ばかりお伺いさせていただきます。

1、審議会の性格であります。第2条は、町長が諮問した案件に応じてのみ調査・審議するとの規定がございます。性格上、町長の諮問機関としての位置づけであるのかどうか。

それから、審議内容ですが、委員は審議会に発議する、議案の提出等の権限は存在をするのか。また、審議会は審議案件について、事業や財政に対する廃止、休止、削減、規模縮小、拡大等々の判断、裁定を持った答申が可能かどうか。

3つ、審議会は公開審議か非公開審議か。この3点について、概略、御説明をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 巖君） お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の審議会の性格でございますけれども、これは町長の諮問機関ということでございます。

第2点目でございますが、これは、審議の中でいろいろ御議論をいただいて、その中での御提案等々あれば、当然、この審議会としても尊重させていただくというようなことになろうかと思っております。

第3点目、公開か非公開かというお尋ねでございますけれども、これに関しましては、現時点では非公開というのをしていくつもりでございますけれども、審議会の皆様方の御意見によっては、あるいは公開ということもあり得るかもしれません。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第40号 小山町東富士演習場関連特定事業基金条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第12 議案第40号 小山町東富士演習場関連特定事業基金条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第40号 小山町東富士演習場関連特定事業基金条例の制定についてであります。

小山町東富士演習場関連特定事業基金条例は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の円滑な執行に必要なものとして設けるものです。これまで特定防衛施設周辺整備調整交付金は、公共施設の整備事業に限り充当できましたが、法律改正が行われ、この交付金を特定事業、いわゆるソフト事業にも充当できるようになりました。こども医療費助成や健診事業などの特定事業の支出先は多岐にわたるため、基金を造成し、その基金に積み立てることで、事業の執行となります。したがって、当条例を制定するものです。

条例は6か条からなっており、第1条は基金の設置、第2条から第3条は基金への積み立てと管理の方法を規定し、第4条で運用益金の処理について、第5条で積み立てた基金の処分について定めています。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第41号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第13 議案第41号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第41号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、体育指導委員の名称変更及び行財政改革審議会委員の報酬額を定めるものであり



ます。

はじめに、体育指導委員の名称変更であります。平成23年6月24日にスポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正され、平成23年8月24日に施行されたことに伴い、体育指導委員という名称をスポーツ推進委員に改正するものであります。

次に、行財政改革審議会委員の報酬額を定めることについてであります。

今定例会に上程しております小山町行財政改革審議会条例の制定に伴い、行財政改革審議会委員の報酬額を定めるものであり、行財政改革審議会の前身組織である行政改革懇談会の委員の報酬額が日額4,000円であったことから、報酬額を日額4,000円とするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第42号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第14 議案第42号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第42号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布されました。

今回の一部改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県または市町村が条例で定めるものを追加し、寄附金税額控除の適用下限額を平成24年度分の個人住民税から2,000円に引き下げることとし、また、地方税における罰則については、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の所要の見直しを行うこととすることが主なものであります。

議案書別紙の1ページから2ページまでは条例の本則の一部改正、2ページ下段から5ページまでは附則の一部改正、5ページの中段から下段までは平成20年4月30日に公布した小山町税条

例の一部を改正する条例の一部改正及び平成22年3月31日に公布した小山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な内容を条文の順に説明いたします。お手元の条例改正資料、新旧対照表の4ページからお願いします。

第26条は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下とする規定であります。

第34条の7は、地域に密着した民間公益活動の促進を図るため、所得税法で寄附金控除が認められている寄附金のうち、町が指定する控除対象寄附金について、寄附金税額控除の対象を、町内に事業所を有する法人から、静岡県内に主たる事務所を有する法人に拡充する規定であります。

10ページの第36条の3は、確定申告書の付記事項等について、文言の整理であります。

第36条の4及び第53条の10は、町民税に係る不申告に関する過料及び退職所得申告書の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下とする規定であります。

第61条は、地方税法第349条の3、変電または送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例で、新たな項が追加され、項が繰り下がったための文言の整理であります。

次に、12ページの中段、第65条から第88条までは、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、固定資産に係る不申告に関する過料及び軽自動車税に係る不申告等に関する過料を3万円以下から10万円以下とする規定であります。

15ページ、第100条の2は、地方税法でたばこ税に係る不申告に関する過料が新たに規定されたため、条例で規定を設けるものです。

第133条は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下とする規定であります。

第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料が新たに規定されたため、条例で規定を設けるものです。

第139条の3は、条が繰り下がったことにより改正するものです。

16ページの附則第7条の4は、寄附金の特例控除額を、地方税法の規定を引用して計算するための文言の整理であります。

18ページの附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用を、平成24年度から平成27年度まで延長する規定であります。

次に、20ページ、第10条の2は、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正となったことによる文言の整理であります。

20ページの下段の第16条の3から30ページの第21条の4までは、地方税法の改正に伴い、第34条の7及び附則第7条の4が改正されたことによる文言の整理であります。

次に、34ページの第2条関係であります。第2条については、個人の町民税に関する経過措置で、主なものは平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲

渡所得等に対する1.8%軽減税率の特例を2年延長する経過措置であります。

次に、38ページの第3条関係であります。第1条については、施行期日に関する経過措置で、主なものは、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする規定であります。

第2条については、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についての適用に関する経過措置で、適用を2年延長し、平成27年度以後とする規定であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） 質問いたします。

各不申告に関する過料が、それぞれ3万円から10万円に引き上げられているわけですが、これは県との関係で出てきた数字なんですか。やや大幅な引き上げのような感じがするわけですが、その点を質問いたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 巖君） 今回の改正につきましては、国の地方税法の改正に伴う条例改正でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第43号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（真田 勝君） 日程第15 議案第43号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第43号 小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億2,927万2,000円を追加し、予算の総額を91億1,328万円とするとともに、地方債の変更を補正するものであります。

はじめに、6ページの地方債の補正は、中山間地域総合整備事業ほか3事業において、今回の事業費等の補正に伴い、その財源として借入する地方債の限度額を増額するものと、先月決定し

ました臨時財政対策債の発行可能額に合わせて、限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。8ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付金を420万4,000円減額し、次の11款1項1目地方交付税を4,249万8,000円増額しますのは、先月5日に平成23年度普通交付税大綱が閣議に報告されたとともに、普通交付税の交付額と地方特例交付金の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定においては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.947でありましたが、今年度は0.934になったところであります。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金を81万3,000円増額しますのは、下原、所領、桑木、吉久保、大胡田地区で進めている県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区の事業費増額により、受益者に負担していただく分担金112万5,000円増額するものが主なものであります。

13款1項3目災害復旧費分担金を412万9,000円増額しますのは、昨年の台風9号被害による湯船川、野沢川、須川沿いの湯船・柳島地区等の農地災害復旧事業において、受益者に負担していただく分担金であります。

次に、9ページの15款1項3目災害復旧費国庫負担金を3,600万円増額しますのは、今年7月の台風6号により被害を受けました町道1448号線ほか2路線と、精進川の1河川の災害復旧費に対して補助される国庫負担金であります。

次に、10ページの15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1億2,990万円増額しますのは、今年度6月に実施した沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練実施に伴うSACO分の交付額の内示により増額するものであります。

16款2項2目民生費県補助金を303万3,000円増額しますのは、万一の時、町民を迅速に救命するために、家族の医療に対する情報などをカプセルに入れ、自宅に保管する救急医療情報キット等を整備するに当たり補助される、地域支え合い体制づくり事業補助金と、御殿場市と共同制作する子育て情報マップ作成事業に対して補助される、地域子育て創成事業補助金によるものであります。

16款2項3目衛生費県補助金を1,037万7,000円増額しますのは、中学1年生から高校1年生までの子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの個別予防接種の実績見込みに合わせて、その事業に対する補助金を増額するものであります。

16款2項4目農業水産業費県補助金を387万7,000円増額しますのは、鳥獣被害を抑制するため、箱わな、電さく等を設置することに対して補助される、鳥獣被害防止総合対策交付金282万7,000円が主なものであります。

次に、10ページから11ページにかけて、16款2項5目土木費県補助金を286万8,000円増額しますのは、急傾斜地に指定された菅沼天神下B地区において、崩壊防止工事を実施するに当た

り補助される、急傾斜地崩壊防止事業補助金270万円を増額するものが主なものであります。

次に、16款2項7目教育費県補助金を509万8,000円増額しますのは、北郷小学校北校舎及び給食棟、須走中学校格技棟の耐震補強計画を策定する事業費に対して補助される大規模地震対策等総合支援事業費補助金の増額が主なものであります。

次に、12ページの18款1項3目民生費寄附金16万円と、次の18款1項7目教育費寄附金を84万円、それぞれ増額いたしますのは、株式会社美幸輝様から100万円寄附をいただき、保育園、幼稚園、小中学校の図書購入に充てさせていただくものであります。

19款2項3目財政調整基金繰入金2,625万円増額しますのは、須走郵便局付近の町道4078号線改良舗装工事の一般財源に充てるため、繰り入れるものであります。

次に、13ページの19款2項4目東富士演習場関連特定事業基金繰入金9,720万円増額しますのは、先ほど議案第40号、基金条例の制定において説明しましたとおり、特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる防衛9条交付金において制度改正が行われ、こども医療費助成などのソフト事業に対しても、基金を活用して事業費へ充当することが可能となったことから繰り入れするものであります。

20款1項1目繰越金を1,321万3,000円減額しますのは、平成22年度の決算により実質収支額が8,678万7,000円になったことによるものであります。

次に、14ページの22款1項3目農林水産業債を100万円増額しますのは、県営中山間総合整備事業足柄金時地区の事業費増額に伴い、増額するものであります。

22款1項4目土木債を3,580万円増額しますのは、菅沼天神下B地区の急傾斜地崩壊防止事業と新東名の側道である町道3975線の橋梁設計、用地測量等の町道事業整備費に対して借入するものであります。

22款1項7目災害復旧債を2,750万円増額しますのは、今年7月の台風6号により被害を受けた町道1448号線ほか2路線と、精進川の1河川の災害復旧費に対して借入するものであります。

22款1項8目臨時財政対策債を1,841万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに先月決定しました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、15ページから御説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費を136万9,000円減額します主なものは、職員手当等の人件費であります。4月以降の人事異動等に伴い生ずる職員人件費の補正については、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括提案しているところではありますが、12月補正前までに予算に不足が生ずるところがあるため、この一般管理費のほか、11の目において調整するものであります。

2款1項4目財産管理費を1億32万3,000円増額しますのは、先ほど歳入のところでも説明しました、防衛9条交付金をこども医療費助成などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ1億円積み立てるものが主なものであります。

次に、16ページ下段から18ページにかけまして、2款4項4目町議会議員及び町長選挙費を240

万1,000円減額、同じく5目農業委員選挙費を102万1,000円減額しますのは、決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、19ページの2款7項4目広域行政組合管理費を95万4,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第1号に伴うものであり、平成22年度決算に伴う負担金の精算に合わせて行うものであります。

次に、20ページにかけまして、2款8項1目広報広聴費を306万3,000円増額しますのは、町長車運転業務の委託料220万円の増額が主なものであります。

次に、21ページの3款2項1目老人福祉総務費を218万円増額しますのは、先ほど歳入でも説明しました県補助金を活用して、救急医療情報キット等を整備するための需用費198万3,000円が主なものであります。

3款2項2目介護保険費を390万6,000円増額しますのは、平成22年度介護保険特別会計の決算及び精算に伴い生じた繰出金であります。

3款3項4目子育て支援事業費を115万円増額しますのは、県補助金を活用して子育て情報マップを作成する印刷製本費105万円が主なものであります。

次に、22ページの4款1項2目予防費を2,217万8,000円増額しますのは、集団予防接種を行う子宮頸がん予防接種に係る経費の増額と、ヒブワクチン予防接種等の個別接種に係る委託料を実績見込みに合わせ増額するものであります。

次に、23ページの4款2項1目環境保全総務費を275万4,000円、次の4款3項2目塵芥処理費を2,369万2,000円それぞれ減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第1号の前年度決算に伴う負担金の精算であります。

5款1項3目農業振興費を403万5,000円増額しますのは、県補助金を活用して、小山町の下水道施設から出る汚泥や工場から出る食品廃棄物、間伐材などの有機性資源、バイオマスを有効活用するため、バイオマス活用推進計画を策定する経費と、鳥獣被害防止のために箱わな、電さくを設置する小山町農業総合推進協議会への補助金の増額によるものであります。

次に、24ページの5款1項6目土地改良事業費を125万5,000円減額しますのは、区等からの要望事項に対応する修繕料と原材料費、合わせて400万円の増額と、災害復旧を優先するため、町単土地改良事業を先送りし、減額するのが主なものであります。

5款1項8目中山間地域総合整備事業費を375万円増額しますのは、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区の事業費の増額に伴い増額するものと、同事業の対象地域拡大による基礎調査の負担金であります。

次に、25ページの5款2項2目林道費を500万円増額しますのは、林道大沢線ほか2路線において、雨水等で削られてしまった箇所修繕料であります。

次に、26ページの6款2項3目町民いこいの家管理費を307万4,000円増額しますのは、あしがら温泉施設の修繕と、重油等の化石燃料の使用量及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的

に、ボイラーに設置した設備の運転管理等の委託料が主なものであります。

次に、27ページの7款2項2目道路維持費を2,680万円増額しますのは、道路の小規模修繕など、区からの要望事項に対応するための道路維持補修事業及び原材料費の増額が主なものであります。

なお、先ほど、5款1項6目土地改良事業費で説明しました農業施設等の修繕等と合わせて、当初予算を含め、総額5,000万円に増額し、区からの要望事項に対応してまいります。

7款2項3目町道整備事業費を1億880万3,000円増額しますのは、町道3975線の橋梁設計・用地測量の委託料と、藤曲・野沢川沿いの町道1056号線の測量設計委託料及び改良舗装工事、また、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てて行う町道阿多野大御神線舗装補修工事と須走郵便局付近の町道4078号線の改良舗装工事に係る費用であります。

7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費を610万円増額しますのは、菅沼天神下B地区の急傾斜地崩壊防止工事に係る費用であります。

次に、28ページの7款4項3目公園等整備費を140万8,000円増額しますのは、雨水により削られた須走多目的広場の法面等の修繕料が主なものであります。

次に、29ページの7款4項5目下水道整備費を137万4,000円増額しますのは、下水道事業特別会計の決算及び1号補正に伴い、下水道事業特別会計に繰り入れするものであります。

8款1項2目常備消防費を533万8,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第1号に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算であります。

8款1項3目非常備消防費を428万7,000円増額しますのは、東日本大震災により死亡、行方不明となった消防団員に対する公務災害補償の増額に伴い、平成23年度に限り、公務災害補償等責任共済の掛金が増額したことにより増額するものであります。

次に、30ページの9款2項1目小学校費の学校管理費を1,211万円増額しますのは、北郷小学校北校舎及び給食棟の耐震補強計画策定と実施設計の委託料が主なものであります。

次に、31ページの9款3項1目中学校費の学校管理費を462万6,000円増額しますのは、須走中学校格技棟の耐震補強計画策定と実施設計の委託料が主なものであります。

次に、32ページ下段から33ページにかけて、10款1項1目農地農業用施設災害復旧費を5,750万円増額しますのは、昨年の台風9号被害による湯船川、野沢川、須川沿いの湯船・柳島地区等の農地44件と農業用施設18件の災害復旧費に係る経費であります。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費を6,365万2,000円増額しますのは、今年7月の台風6号により被害を受けました柳島地内の町道1448号線、大御神地内の町道3661号線、下小林地内の町道3819号線、計3路線と、須走地内の精進川、1河川の災害復旧費に係る経費であります。

10款4項1目商工施設災害復旧費を500万円増額しますのは、昨年の台風9号により被害を受けました湯船ハイテクパークの排水施設の災害復旧に係る経費であります。

最後に、34ページの12款1項1目予備費を1,775万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（池谷洋子君） 質問をさせていただきます。

10ページの16款2項2目の民生費県補助金の説明5で、部長より地域支え合い体制づくり事業補助金で、救急キットのお話がありましたけれども、この対象者、そして人員、またキット1個当たりの単価など、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康課長（羽佐田武君） 池谷議員から御質問のごございました地域支え合い体制づくり事業補助金の内容でございますけれども、現在、救急医療情報キットを6,000個予定いたしております。この対象者といたしましては、高齢者、身体障害者、知的障害者もしくは健康不安者というような形で希望者という形で、希望者の方にお配りをするという内容となっております。

それから、単価でございますけれども、現在の積算段階では、1個当たりが260円前後、それにデザイン料、送料等を含めて積算した内容となっております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第44号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第16 議案第44号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第44号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を行います。

今回の補正は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,991万7,000円を追加し、予算の総額を18億6,991万7,000円とするものです。平成22年度で生じた繰越金の補正でございます。

はじめに、5ページの歳入から御説明申し上げます。

11款1項1目療養給付費等交付金繰越金は、退職者医療制度の被保険者の保険給付に係る社会



保険診療報酬支払基金からの平成22年度実績報告に基づく返還金として繰り越すもので、56万9,000円を増額するものでございます。

2目その他繰越金は、平成22年度の決算剰余金が確定したため、1目療養給付費等交付金繰越金を控除した6,934万8,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳出、11款1項3目償還金は、一般保険者に係る保険給付に対する平成22年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算と、退職者医療制度の被保険者に係る保険給付に対する平成22年度療養給付費等交付金の実績報告に伴う精算で、それぞれ3,535万8,000円と56万9,000円を増額するものでございます。

12款1項1目予備費3,399万円は、平成22年度の決算剰余金を予備費として補正するものでございます。

なお、この国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の編成内容につきましては、去る8月16日開催の国民健康保険運営協議会におきまして御説明を申し上げているところを御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第45号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第17 議案第45号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休息します。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議案第46号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第18 議案第46号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第46号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,823万6,000円増額し、予算の総額を13億4,423万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページの4款1項1目から7款1項4目までは、いずれも平成22年度の精算に伴う過年度分として追加交付や繰り入れされるもので、4款1項1目介護給付費交付金18万7,000円、5款1項1目介護給付費負担金31万4,000円、7款1項1目介護給付費繰入金189万1,000円、その下の4目その他一般会計繰入金201万5,000円を、それぞれ増額するものでございます。

次のページの8款1項1目繰越金3,382万9,000円の増額しますのは、平成22年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてであります。

7ページの2款1項3目地域密着型介護サービス給付費2,520万円増額しますのは、住み慣れた地域での生活を続けるため、認知症対応型共同生活介護や、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等を利用される方の介護サービス給付費が、当初見込みより大幅に増額しているため、増額するものでございます。

下段の5款1項2目償還金416万4,000円増額しますのは、平成22年度の決算に伴い、介護給付費及び地域支援事業に対する国・県・社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金の超過分を返還するために増額するものでございます。

次のページの下段、6款1項1目予備費933万2,000円増額しますのは、今までの御説明いたしました歳入・歳出の差額を予備費として計上するものでございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第47号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(真田 勝君) 日程第19 議案第47号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第47号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を行います。

予算書2ページをお開きください。

はじめに、収益的支出についての補正であります。

1款1項4目業務費を113万円増額するものは、職員の定数管理により、須走支所における水道業務については、この4月から臨時職員で対応することとなったことに伴い、その賃金については既に予備費で対応しているところですが、年間を通して予算を確保するために、補正をお願いするものであります。

次に、3項1目の予備費100万円を増額するものは、ただいま説明いたしました賃金に充当した予備費を、もとの予算額に戻すためのものでございます。

次に、資本的支出についての補正であります。

1款1項2目配水施設費の委託料を940万円増額いたしますものは、平成23年1月28日に滝沢簡易水道組合から滝沢簡易水道の町営移管に関する陳情を受けたことにより、現況施設の調査・管網計算・管理試掘調査等を業務委託する費用として670万円、また、平成32年度に開通予定である新東名高速道路の小山パーキングエリアへの給水や、それに合わせて大御神簡易水道及び上野中日向簡易水道の2簡易水道を、上水道に統合することを視野に入れた計画策定の委託費として、270万円を計上したものであります。なお、これに伴い不足する財源は、建設改良積立金で補てんいたします。

以上で、水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 認定第1号 平成22年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第21 認定第2号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第3号 平成22年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第4号 平成22年度小山町老人保健特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第5号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第6号 平成22年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第7号 平成22年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第27 認定第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第28 認定第9号 平成22年度小山町水道事業会計決算

○議長(真田 勝君) 日程第20 認定第1号から日程第28 認定第9号までの、平成22年度会計決算9件を一括議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

平成22年度会計決算については、本日は当局から補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月7日の本会議において行いますので、御了承願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び企業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 平成22年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開きください。上段の1行目、1款町税であります。平成22年度の町税全体の収入済額は40億2,904万6,000円で、収納率は97.48%であります。

平成21年度と比較しますと、町税全体で7,413万5,000円、率にいたしまして1.8%の減となっております。

項目ごとに見ますと、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせて収入済額は14億1,879万3,000円と、前年度対比で2.8%、金額にいたしまして4,098万2,000円の減額となっております。

そのうち、個人は1億577万4,000円の減額、法人につきましては6,479万3,000円の増額であります。

個人町民税の減額の主な要因は、総体的に納税者が減少している中、公民給与の比較による人事院勧告等による公務員給与の減少及び景気回復の遅れによるものと考えられます。また、法人町民税増額の主なものは、エコカー減税、家電エコポイント制度に猛暑などの気候要因も加わり、耐久財への消費が拡大し、景気が回復基調を維持したことによるものと考えられます。

なお、町民税個人の収入済額のうち、滞納繰越分は1,133件の徴収で1,075万7,000円となっております。

次に、2項1目固定資産税の1節現年課税分ではありますが、収入済額は24億2,291万8,000円で、前年度と比べますと2,949万2,000円の減額となっております。その主な理由でございますが、土地につきましては、時点修正で標準宅地の価格の下落が示されたことにより、平成22年度は2.8%の減となっております。

家屋につきましては、大規模家屋の新たな課税により、3.1%の増額となりました。また、償却資産につきましては、企業の大きな設備投資もなく、前年度対比で3.9%の減額となっています。

以上のことから、家屋は前年度と比較して増額となったものの、土地及び償却資産は減額となっております。

滞納繰越分については354件で、907万円の徴収額となっております。

その下の2目国有資産等所在市町村交付金は、国や県の4施設に対しての交付金2,481万5,000円であります。なお、前年度より基礎数量が変更になったことにより、1万円の減額でありました。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税分として前年度対比2.5%、90万7,000円増の3,754万4,000円であります。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が129台増加となっており、また滞納繰越分は71件の徴収で25万3,000円であります。

次に、4項の町たばこ税であります。収入済額は1億1,546万4,000円で、前年度より371万3,000円の減額となっております。

平成22年10月1日からたばこ税の税率が変更となりましたが、近年、健康意識の高まりや、喫煙をめぐる規制強化による喫煙者が減少傾向にあることが、減額の主な要因と考えられます。

下段の2款地方譲与税の収入済額1億1,235万3,000円ではありますが、前年度比2.2%の減となっている要因は、環境対応車普及促進税制に伴うエコカー減税により、次ページの1項1目自動車重量譲与税の減額によるものであります。また、平成21年度から道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、地方道路譲与税から名称が変更された3項1目の地方揮発油譲与税は3,306万7,000円でありました。

次に、16、17ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金の2億3,370万1,000円は、平成6年の税制改正により創設され、消費税の25%相当の2分の1が市町村に交付されま

すが、対前年度比0.2%の減となっております。

同じページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億5,504万5,000円ですが、平成22年度のゴルフ場利用者は、対前年度比13.5%、6万7,456人減の43万3,540人です。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金の3,789万6,000円は、前年度に比べ576万4,000円の減額となっておりますが、先ほど自動車重量譲与税のところでも申し上げましたが、昨年度と同様に、環境対応車普及促進税制、通称エコカー減税によるものであります。

続いて、18、19ページをお開きください。9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金の4,501万5,000円ですが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用している演習場内の弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に、国が交付するもので、平成22年度は土地の評価額の補正及び工作物の増設によりまして、0.9%の増となっているところであります。

次に、10款1項1目地方特例交付金の4,346万6,000円ですが、前年度に比べ1,351万7,000円の増額は、平成19年度の児童手当制度拡充及び平成22年度子ども手当創設に伴う地方負担額の増額に対応するための特例交付金が交付されたことが主なものであります。なお、昨年度まで3か年の時限措置として交付されておりました恒久的な減税に伴う地方税減収の一部を補てんするための交付金であります特別交付金の交付はありませんでした。

次に、その下の11款1項1目地方交付税5億5,656万1,000円ですが、21年度と比較いたしますと4億8,077万7,000円と大幅な増額となりました。これは、昨年9月の台風9号災害に係る特別交付税の増額と、平成22年度より交付団体となり、普通交付税が2億227万8,000円交付されたことに伴うもので、単年度財政力指数は0.947となりました。

次に、28、29ページ、中段の6目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額1億7,280万円は、町道原向中日向線道路改良舗装工事ほか15件の事業に対する防衛省からの交付金でありまして、平成22年度は沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施の受け入れに伴う特別分、通称SACC分は1億2,990万円でありました。なお、北郷中学校外構工事ほか4件、1億3,130万円を平成23年度に繰り越しをいたしました。

次に、その2段下の9目の地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、平成21年度に国の経済対策の一環として、地方公共団体による、きめ細かなインフラ整備等を支援するために創設されたもので、平成22年度に繰り越し、支出した無線設備交換ほか5件に対する交付金であります。

次に、30、31ページ、中段、12目のきめ細かな交付金は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策のため、平成22年10月に閣議決定され、地域のニーズに応じてきめ細かな事業が実施できるよう支援するもので、文化会館電話装置入替ほか2件に充当しました。

また、その下の13目の住民生活に光をそそぐ交付金は、12目と同様に、経済危機対策の一環として、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するためのもので、小中学校、幼稚園、図書館の図書購入に充

当しました。

次に、36、37ページの中段、16款2項9目特別対策事業補助金4,924万4,000円ではありますが、国の緊急雇用対策として実施された事業に対する補助金でありまして、緊急雇用事業として、個人住民税課税資料電子ファイリング業務ほか7業務に3,695万8,000円、重点分野雇用創出事業として、富士箱根トレイル維持管理及び調査事業ほか5業務に759万9,000円、地域人材育成事業として、古文書解読者育成事業ほか1業務に468万7,000円をそれぞれ充当し、61人を雇用いたしました。

38、39ページ、下段、17款2項1目不動産売払収入の6,601万8,000円は、次ページ上段、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入の4山野組合への払い下げ及び須走・町営富士見ヶ丘住宅敷地の一部を売り払いしたものなど、10件6,581万9,000円が主なものです。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。最下段の19款1項3目土地取得特別会計繰入金1,858万4,000円は、土地開発基金の運用状況から一般会計に繰り入れをしたものであります。

44、45ページ、中段、2項1目総合計画推進基金繰入金2億7,370万円は、社団法人須走彰徳山林会様からの御寄附を基金として積み立てしていたものを、須走まちづくり事業に係る事業費に充当したものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

はじめに、60、61ページをお開きください。2款1項4目財産管理費の次ページの上段、25節の備考欄、教育施設準備基金積立金4億1,654万円は、須走小学校体育館、放課後児童クラブ施設建設のために、また、財政調整基金積立金1億7,500万円は、須走地区の災害対策のために、それぞれ社団法人須走彰徳山林会様から御寄附をいただいたものを積み立てしたものでございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。7目電算管理費の14節使用料及び賃借料2,704万2,000円は、備考欄にあります総合行政システム機器使用料ほか11件の機器及びシステムの使用料であります。

続いて、68、69ページ、2項2目賦課徴収費の13節委託料5,874万6,000円の主なものは、備考欄上段の電算処理の1,998万3,000円で、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税事務・収納事務と、備考欄下段の課税資料電子ファイリング業務1,449万円で、緊急雇用創出事業として、住民税、固定資産税の課税資料を電子化するための委託料であります。

次に、76、77ページ、5項2目基幹統計調査費の上段1節報酬の備考欄、調査員報酬616万7,000円は、国政調査員98人、同指導員19人に対する報酬が主なものであります。なお、国勢調査によります平成22年10月1日現在の小山町の人口は、速報値ではありますが2万630人となっております。

次に、78、79ページ、7項1目企画渉外総務費の中段、19節負担金補助及び交付金の備考欄、したから2段目の生活交通確保対策事業補助金187万1,000円ではありますが、町民の生活交通を確保するために、路線バス事業者に補助したものであります。なお、補助となった路線数は、町内

7路線となっております。

以上で、企画総務部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 平成22年度小山町一般会計決算の住民福祉部関係の説明を行います。

はじめに、歳入から御説明いたします。

22、23ページの上段をお願いします。14款1項2目1節健康福祉施設使用料のうち、備考欄の健康福祉施設使用料114万7,000円は、健康福祉会館会議室の使用料で、延べ1,970回、2万6,585人の使用でございます。

その下の入浴施設利用料762万6,000円は、健康福祉会館の入浴施設の利用料で、年間2万9,456人、1日平均106人の利用がありました。

次のページをお願いします。2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料979万7,000円につきましては、2万8,197件分の手数料でございます。

32、33ページをお願いいたします。16款1項1目1節社会福祉費負担金の備考欄下段にあります国民健康保険基盤安定負担金2,318万6,000円と、同じく2節老人福祉費負担金の後期高齢者保険基盤安定負担金1,544万3,000円は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料での低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金等として収入したものでございます。

42、43ページをお願いします。18款1項8目1節災害義援金3,694万1,000円は、昨年台風9号により被災した世帯への義援金で、949件の個人及び団体から、また、その下の災害復興費寄附金2億5,174万円は、町の復興のために294件の個人及び団体から寄せられた寄附金であります。なお、寄せられた災害義援金につきましては、被災された家屋83戸分87人及び避難所を開設した10の区、並びに小山町社会福祉協議会へ配分させていただきました。

その下の19款1項1目1節老人保健特別会計繰入金871万3,000円と、次のページ、4目1節介護保険特別会計繰入金493万6,000円は、平成21年度一般会計からの繰出金に対する町への精算返還金でございます。

次に、46、47ページをお願いします。21款3項1目1節老人福祉費納付金1億2,949万4,000円は、老人ホーム「福寿荘」の管理運営費として、7市3町より受け入れました備考欄の事務費分9,336万1,000円と、生活費分2,938万5,000円の納付金と、小山町から県内養護老人ホーム2施設に入所している入所者からの納付金13名分の674万7,000円でございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

90、91ページをお願いします。3款1項2目障害福祉費の主なものは、13節委託料のうち、次のページの備考欄の上から2番目、地域活動支援センター事業1,603万6,000円で、障害者自立支援法の規定により町が実施する事業で、障害者の活動機会及び社会との交流促進等の便宜を提供するための事業でございます。



20節扶助費では、上から3番目の重度障害者（児）医療費扶助3,291万2,000円は、重度心身障害者児に係る医療費自己負担分を助成するもので、受給者は424人でありました。そのほか、一番下の障害介護給付費1億9,208万円は、身体障害者入所支援7施設11人、知的障害者入所支援12施設24人と、居宅介護支援、就労継続支援などの経費でございます。

96、97ページをお願いします。5目国民年金事務取扱費407万1,000円は、主に職員1名の人件費と事務的な経費でございます。なお、国民年金の加入被保険者数は、平成23年3月末現在で3,922人で、保険料の収納率は64.6%ということでございます。

その下の2項1目老人福祉総務費の主なものは、次のページの中段、19節負担金補助及び交付金の備考欄、上から4番目のシルバー人材センター運営助成金950万円と、次の20節扶助費、備考欄、3番目の県内老人ホーム2施設への町民入所者22名に対する老人措置費5,385万3,000円と、町立養護老人ホーム「福寿荘」の管理運営費として、指定管理者に支払いました入所者48名分の老人ホーム措置費1億2,274万7,000円でございます。

2目介護保険費1億9,345万3,000円は、介護給付費として町が負担する12.5%分の1億4,653万9,000円と、地域支援事業費に対する負担金578万円と、人件費、事務費分の4,113万4,000円でございます。

3目後期高齢者医療費の主なものは、次のページの13節委託料の備考欄、健康診査業務1,119万6,000円で、御殿場市医師会へ委託したもので、受診者は1,069人、受診率は42.07%です。

19節負担金補助及び交付金1億6,146万8,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費、医療給付費等の負担金です。

28節繰出金2,059万円は、後期高齢者医療特別会計繰出金で、後期高齢者医療保険料の軽減に対する町の負担分を繰り出したものです。

下段の2目子ども手当費は、次のページの20節扶助費2億7,740万2,000円が主なもので、これは児童手当2か月分及び子ども手当10か月分の支給額で、対象人員は児童手当が月平均1,526人、子ども手当が1,976人、合計年間延べ2万2,817人分の支給でございます。

次に、106、107ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次のページの中段、19節負担金補助及び交付金の備考欄の上から4番目の御殿場市救急医療センター負担金の5,072万8,000円でございます。22年度の実績では、年間利用者が1万5,972人で、そのうち小山町民の利用者は2,603人です。全体利用者の16.3%でございました。

次に、その下の20節扶助費415万5,000円は、精神障害者の家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を16人の対象者に、延べ156か月分助成したものでございます。

続いて、その下の2目予防費は、13節委託料が主なもので、備考欄上から2番目の個別接種2,987万2,000円は、乳幼児の予防接種や高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種費であり、接種者は延べ5,085人で、接種率は51.3%でございました。

次のページの3目健康づくり推進費は、基本健康診査や胃がん、子宮がん、前立腺がんなど、各種がん検診と健康相談、健康教室など、町民の健康づくりのための経費でございます。その主なものは、13節委託料の備考欄、上から2番目の保健事業3,416万8,000円で、そのうち、がん検診に要した費用は3,267万5,000円で、受診者数は延べ8,983人でした。

次に、下段の4目母子保健事業費は、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費でございます。その主なものは、次のページの上段の20節扶助費の備考欄最初のこども医療費助成で、中学3年生までの通院、入院、すべての医療費に係る自己負担分を全額助成したものでございます。助成件数につきましては、延べ3万8,511件、助成額は8,658万1,000円となっております。

2項1目環境保全総務費の主なものは、19節負担金補助及び交付金の備考欄中段、広域行政組合斎場負担金839万9,000円と、その下の広域行政組合衛生センター負担金6,690万9,000円と、次のページの上から3番目の年間73基分の設置に対する合併処理浄化槽設置奨励事業補助金2,808万2,000円であります。

また、備考欄、下から2番目の資源リサイクル活動奨励交付金196万1,000円は、子ども会、婦人会など27団体が、年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ245トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

同じページの3項1目清掃総務費の主なものは、次のページの13節委託料備考欄の塵芥収集運搬4,284万5,000円と、18節備品購入費備考欄の公用車494万5,000円で、塵芥車を防衛9条の交付金により購入したものであります。

2目塵芥処理費の主なものは、13節委託料の備考欄一番上の、一般廃棄物中間処理委託2,333万9,000円と、19節負担金補助及び交付金の広域行政組合RDFセンター負担金3億5,779万5,000円と、RDFセンターの建設に伴う小山町の地元対策事業として、平成21年3月30日に桑木区との間で交わした確認書により、桑木公民館建設経費の一部として交付した2,000万円が主なものであります。

152、153ページをお願いします。8款消防費について御説明いたします。3目非常備消防費は、消防団の運営管理及び資機材の整備等に要した費用で、1節報酬629万9,000円は、消防団員184名の報酬でございます。

次のページの8節報償費の備考欄下段、消防団員退職報償金689万8,000円は、消防団員15名の退職報償金です。

その下の9節旅費の備考欄上の費用弁償1,298万8,000円は、消防団員の火災、捜索、警戒、訓練等に出動したときの経費で、その内訳は、火災出動1件、捜索活動1件、また台風9号の風水害活動では、延べ6日間で382人が出動し、年間出動団員数は延べ8,658名分でございます。

18節の備品購入費2,263万2,000円は、15年経過した第3分団の消防ポンプ自動車更新と女性消防団の発足とともに団本部に広報車1台を購入した経費でございます。

次に、156、157ページをお願いします。5目水防費は、台風9号災害に伴う経費で、その主なものは、職員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当の3節職員手当等1,947万1,000円と、13節委託料の1億2,968万1,000円で、瓦れき及び土砂の撤去、道路の応急復旧、被災者の災害廃棄物の収集運搬等緊急業務にかかった経費であります。

その下の6目災害対策費の主なものは、11節需用費の備考欄の一番上、消耗品費191万9,000円で、災害時に対する備蓄用食糧等の更新費用であります。

次のページの18節備品購入費、備考欄上から2番目の防災対応物品整備事業1,223万円は、防衛9条の補助により町の防災倉庫2か所及び救護所の防災倉庫4か所へ配備したバルーン投光機、仮設トイレ等災害対策用備品整備費であります。

その下の全国瞬時警報システム837万9,000円は、平成21年度に平成22年度へ繰越明許したもので、これは国が発した、時間に余裕のない緊急事態の情報を、人工衛星を用いて情報を送信し、行政無線を自動起動して瞬時に伝達するシステムです。

19節負担金補助及び交付金、備考欄下から2番目の自主防災対策事業費補助金214万8,000円は、各区の自主防災組織が備える防災用資機材の購入に係る事業費に対し、10万円を限度に3分の2を補助したもので、22自主防災組織に補助したものでございます。

188、189ページをお願いします。10款3項1目衛生施設災害復旧費の主なものは、13節委託料、備考欄のごみ処理収集業務1,262万8,000円と、19節負担金補助及び交付金の備考欄、広域行政組合災害廃棄物処理負担金849万5,000円であります。昨年の台風9号で発生したごみの量は、可燃ごみ239トン、不燃ごみ159トン、鉄等金属類49トン、テレビ等家電リサイクル対象品86台でありました。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な点について御説明いたします。

決算書20、21ページをお開き願います。13款1項1目1節農業費分担金323万6,000円ですが、上段、吉久保菖蒲沢セギ町単土地改良事業1件の分担金と、下段、中山間地域総合整備事業（足柄金時地区）が平成22年度から本格的にスタートし、事業費4,000万円に対する地元分担金であります。

次に、22、23ページをお願いいたします。14款1項5目商工使用料の1節町民「いこいの家」使用料4,441万6,000円ですが、あしがら温泉の入浴施設利用料が主なもので、昨年度より10.8%の増でありました。昨年の有料入場者数は8万7,747人で、総入場者数は9万2,808人であり、1日当たりおよそ317人の利用となっております。

次に、2節地域振興センター使用料2,150万6,000円ですが、道の駅の、株式会社ふじおやま及び農産物出荷組合の売り上げに対する5%分と、展示室、イベント広場等の利用に対する施設使

用料でございます。前年度と比較しますと、1.9%の増となっております。

その下の6目土木使用料の3節住宅使用料5,636万7,000円ですが、町営住宅395戸からの家賃収入であります。備考欄上段の現年分5,473万7,000円ですが、収納率は90.2%となっております。

次に、26、27ページをお願いいたします。15款1項2目2節公共土木施設災害復旧費国庫負担金2億2,191万1,000円は、昨年の台風9号による河川・道路等の公共土木施設災害復旧事業費に対する国からの負担金で、対象事業費2億8,633万7,000円の局地激甚災害指定による国庫負担率77.5%分であります。

その下の、2項3目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金612万4,000円は、防衛施設道路整備事業として平成22、23年の継続で実施しております町道文京通り線舗装補修工事に対する防衛省からの補助金の年割額であります。

次に、28、29ページの中段、15款2項7目まちづくり交付金2億3,900万円は、須走まちづくり整備事業及び3か年の継続事業で実施しております須走道の駅整備事業に対する国土交通省よりの交付金であります。

次に、その下段、8目1節林業費補助金3,310万4,000円の主なものは、備考1段目、森林整備・林業等振興施設整備交付金2,320万6,000円で、木材利用及び木材産業の整備推進として、民間事業者により木質ペレット工場建設に対する国からの交付金で、町を経由して交付したものと、一つ飛びまして、3段目、森林整備加速化林業再生事業補助金688万2,000円で、大御神ほか5地区、133.51ヘクタールについての森林の境界を明確化した補助金で、町を経由して同じく事業者へ交付したものが主なものであります。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。15款2項11目1節、公共土木施設災害復旧費国庫補助金2,919万8,000円は、昨年の台風9号による公共土木施設災害復旧工事の測量調査、実施設計業務費に対する国からの補助金であります。

次に、4節農林水産施設災害復旧費国庫補助金9,841万5,000円は、同じく台風9号による農地農業用施設災害復旧費の平成22年度割当事業費2,160万円に対する補助金2,109万5,000円と、その下、林道5路線の災害復旧費の平成22年度割当事業費8,710万1,000円に対する林道施設災害復旧費補助金7,732万円であります。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。16款2項4目2節林業費補助金の備考欄、2行目の県単林道開設改良事業補助金516万6,000円は、林道新柴金時線の開設工事に対する県からの補助金であります。

その下の5目土木費県補助金の1節土木管理費補助金946万5,000円ですが、新柴・菅沼及び竹之下の一部の地籍調査事業に対する補助金であります。

次に、46、47ページ、お願いいたします。中段の21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入1億296万5,000円は、労働金庫への平成13年度から平成21年度までの貸し付け29件分の預託金と、平成22年度新規預託金1件分を加えたものであります。

次に、48、49ページの21款6項1目2節雑入の備考欄中段15行目の富士山須走口五合目トイレ使用協力金624万3,000円ですが、平成20年度より1回200円の利用料をいただいておりますトイレ使用協力金でございます。

その下の地域振興センターテナント管理費1,109万7,000円は、道の駅ふじおやまの年間維持管理費に対し、株式会社ふじおやまからは、その45%を、農産物出荷組合からは11%を管理費として納入していただいたものが主なものであります。

続きまして、次のページをお願いいたします。2節雑入、備考欄4行目、国交省工事負担金2,214万3,000円は、須走道の駅整備事業について国土交通省との合併施工であり、調整池、下水道配管等の供用部分につきまして、面積等により案分し、工事負担金として納入していただいたものであります。

以上が、歳入関係であります。

次に、歳出関係であります。決算書の82、83ページをお開き願います。

2款7項5目須走まちづくり整備事業費の15節工事請負費は、備考欄にあります交付金対象事業整備工事費の主なものは、須走道の駅周辺整備工事、上水道敷設工事、水の広場整備工事を実施したものであります。

次の、2款7項6目須走道の駅整備事業費の13節委託料3億2,481万6,000円ではありますが、国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道の新設及び改築工事を、中日本高速道路株式会社八王子支社に平成23年6月30日までの期間で委託しました3億3,238万3,000円のうち、22年度完了分の3億1,081万3,000円と、道の駅観光交流センター建築工事の監理業務委託料749万7,000円が主なものであります。なお、国道138号線東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事費2,159万円は、繰越明許をしてございます。

次のページをお開き願います。15節工事請負費7億9,847万5,000円ではありますが、須走道の駅関連整備工事である町道4194号線ほか1路線アクセス道路整備工事や、観光交流センター建築工事、須走地区横断歩道橋整備工事など18件の工事を実施したものでございます。

次に、122、123ページをお開き願います。5款1項8目中山間地域総合整備事業費の次のページ、19節負担金補助及び交付金の備考欄上段にあります県営中山間地域総合整備事業負担金600万円ですが、事業費4,000万円を実施いたしました足柄金時地区の地形測量、基本設計に対する県への負担金であります。

次に、その下、9目、経営体育成基盤整備事業費の19節負担金補助及び交付金の備考欄にあります県営経営体育成基盤整備事業負担金3,000万5,000円ではありますが、事業費3億円で実施いたしました北郷北部地区の上野地区Aブロックほか2ブロックの実施設計及びBブロックほか5ブロックの圃場整備工事に対する県への負担金が主なものになります。

次に、126、127ページをお開き願います。5款1項12目足柄ふれあい公園管理費の17節公有財産購入費4,861万9,000円は、公園用地として1万6,823.46平方メートルの土地を取得したもので

あります。

次に、5款2項1目林業総務費の19節負担金補助及び交付金の備考欄、最下段の林業整備加速化・林業再生事業補助金688万2,000円ですが、歳入の部でも説明をいたしましたが、大御神ほか5地区の森林の境界を明確化したもので、町を経由して補助したものでございます。

次ページ、備考欄、最上段の森林整備・林業等振興施設整備補助金2,320万6,000円は、これも歳入の部で説明をいたしましたが、民間事業者による木質ペレット工場建設費に対する国の補助金で、前項と同じく町を経由して交付したものでございます。

その下の5款2項2目林道費の15節工事請負費1,638万円は、県単独林道工事として、新柴金時線の開設1路線の工事費と台風9号災害により繰り越しました林道峯坂線ほか1路線の前払い金分でございます。

次に、130ページ、131ページをお開き願います。6款1項2目商工業振興費の21節貸付金1億296万5,000円ですが、勤労者住宅建設資金貸付預託金として労働金庫に30件分を預託したものでございます。

この内訳ですが、平成22年度では預託金として平成13年度から平成21年度までの貸し付け29件分9,696万5,000円と、平成22年度の新規貸し付け分1件の600万円であります。1件当たり原資の2.5倍に当たる1,000万円を限度額として貸し付けを行ったものでございます。

次に、その下の6款2項1目観光費、次ページになりますが、19節の負担金補助及び交付金の備考欄の下から4段目のおまつり助成金667万6,000円は、金太郎春・夏まつりに610万円、足柄峠笛祭りに57万6,000円を助成したものであります。

その下の、自転車レース助成金150万円は、富士登山道と富士スピードウェイを会場として行われた自転車レースに対し、須走彰徳山林会様より御寄附いただいたものに伴う支出であります。

次の2目観光施設費の次ページになりますが、13節の委託料の備考欄、上から4行目、公衆便所保守点検537万4,000円は、富士山五合目トイレに係る費用が主なものでございます。

その下の3目町民いこいの家管理費であります。総額3,470万円は、消耗品費、燃料費、光熱水費等、11節需用費1,565万1,000円、入浴施設管理、温泉設備等の保守点検、浴室設備の保守点検、町民いこいの家増築工事建設設計等の13節委託料1,380万円が主なものであります。

次のページの4目の道の駅地域振興センター管理費2,136万2,000円は、消耗品費、光熱水費等の11節需用費1,115万3,000円と日常清掃、給水・空調設備保守点検等の13節委託料521万7,000円が主なものでございます。

次に、142、143ページをお開き願います。7款2項2目道路維持費の13節委託料1,356万4,000円の主なものは、備考欄の除雪1,274万7,000円で、町内64路線の除雪費用であります。

その下、3目町道整備事業費の15節工事請負費1億9,115万2,000円は、町道4130号線ほか14件の道路改良舗装工事等を実施したものであります。

次ページ、7款2項5目防衛施設道路整備事業費の15節工事請負費1,000万円は、歳入でも御説

明申し上げました平成22、23年度の継続事業で実施しています町道文京通り線舗装補修工事の前払い金分であります。

次の、決算書148、149ページをお願いいたします。7款4項4目新東名対策費の13節委託料5,749万9,000円ではありますが、新東名高速道路の側道を高規格町道として整備するため、測量設計業務、橋梁予備・詳細設計業務及び地質調査業務を実施したものであります。

次のページをお開き願います。7款5項1目住宅管理費ではありますが、11節需用費、備考欄の最下段にあります修繕料1,509万円は、町営住宅管理に伴い、111件の修繕工事を実施したものが主なものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料の1,564万3,000円は14団地、5万6,900.87平方メートルの土地に対する用地借上料であります。

その下の15節工事請負費ではありますが、備考欄、下段の住宅解体580万3,000円は、町営住宅用沢団地の用途廃止に伴い、簡易耐火構造平屋3棟10戸分の解体工事を実施したものでございます。

次に、飛びまして、184、185ページをお開き願います。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費、13節委託料1億3,048万9,000円ではありますが、災害査定及び災害事業申請をするための測量設計費等17件343か所分でございます。

次のページをお開き願います。15節工事請負費6,561万2,000円ではありますが、現年災害の早期復旧を図るための農地災害35件と、農業用施設11件に対します復旧工事費であります。

その下の19節負担金補助及び交付金777万4,000円ではありますが、小規模農地災害として自力復旧していただく農家44戸への補助金でございます。

その下、2目林道施設災害復旧費、13節委託料5,636万4,000円ではありますが、災害査定及び工事発注するための測量設計5路線37か所分でございます。

その下の15節工事請負費7,633万5,000円ではありますが、林道5路線の工事発注に伴う前払い金分でございます。

続いて、10款2項1目の公共土木施設災害復旧費は、同じく昨年の台風9号による河川32件、道路28件、橋梁5件等の公共土木施設災害復旧事業費であります。

13節委託料1億5,500万6,000円は、災害箇所の測量、設計、土質調査等の業務費であります。

次のページ、15節工事請負費3億4,211万1,000円は、備考欄の公共土木施設災害復旧事業39件、2億8,633万7,000円と、町単独災害復旧事業25件分の5,577万3,000円であります。

19節負担金補助及び交付金の1,840万5,000円は、県が実施します急傾斜地崩壊防止事業で、湯船地区で実施されますすり坂地区と上耕地地区及び藤曲本通の3か所の事業費に対する10%の県への負担金でございます。

以上で、経済建設部関係の一般会計決算についての補足説明を終わりにいたします。

○議長（真田 勝君） 次に、教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 教育部関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の20、21ページをお願いいたします。中段の13款2項1目1節児童福祉費負担金の主なものは、備考欄1行目、保育所保育料7,956万7,000円です。平成22年度末では347人の保育園児に係る保育料であります。

次に、22、23ページをお願いいたします。下段の14款1項7目教育使用料の2節幼稚園使用料2,218万5,000円は、幼稚園授業料で、月額6,100円、月平均303人、延べ3,637人分であります。

次に、同じく教育使用料のうち、24、25ページの上段、3節生涯学習センター使用料の備考欄一番上、生涯学習施設使用料1,219万2,000円は、文化会館をはじめとした総合体育館など12施設の使用料で、利用者は27万7,000人となっています。

次に、26、27ページをお願いいたします。中段の15款1項2目災害復旧費国庫負担金の3節文教施設災害復旧費国庫負担金1,820万6,000円は、台風9号により被害を受けました須走中学校グラウンドの災害復旧工事費であります。

その下の段の3目教育費国庫負担金の1節中学校費負担金1,693万3,000円は、北郷中学校屋外体育施設改築工事に係るものです。

続いて、28、29ページをお願いします。上段の15款2項5目教育費国庫補助金の2節中学校費補助金の備考欄4段目、安全・安心な学校づくり交付金2億5,621万6,000円は、小山中学校校舎改築事業費に、5段目の地域活性化・公共投資臨時交付金9,727万円と6段目の安全・安心な学校づくり交付金、繰越明許費8,173万2,000円は、北郷中学校屋内体育施設改築工事に係るものです。

次に、34、35ページをお願いします。上段の16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄5段目、児童厚生施設等整備費補助金1,433万6,000円は、明倫小学校の放課後児童クラブ建設工事費に係るもので、その下の放課後こども環境整備事業費補助金466万6,000円は、成美小学校放課後児童クラブ改修工事に係るものです。

次に、36、37ページをお願いします。上段の16款2項7目教育費県補助金の1節小学校費補助金及び3節中学校費補助金の、大規模地震対策等総合支援事業費補助金、それぞれ44万1,000円は、北郷小学校給食棟及び須走中学校の格技棟の耐震診断に係るものであります。同じく中学校費補助金の4,000万円は、北郷中学校屋内体育施設改築事業費に係るものです。

次に、40、41ページをお願いします。中段の18款1項3目3節児童福祉費寄附金の子育て支援事業費寄附金2,900万円と、次のページ上段の18款1項7目1節小学校費寄附金4億7,329万7,000円のうち、4億7,100万円は須走小学校屋内体育施設及び放課後児童クラブの建設のため、須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

48、49ページをお願いします。21款6項1目2節の雑入の備考欄、中ほどにあります文化会館自主事業収入1,114万9,000円は、金太郎ホール等を会場として18公演を実施した事業収入で、延べの入場者数は7,784人で、集客率は63%となっております。

次に、歳出についてであります。



102、103ページをお願いします。3款3項3目保育園費になります。支出総額は3億1,044万7,000円で、保育園4園に係る人件費、施設の維持管理費等であります。

次に、104、105ページからの4目子育て支援費をお願いします。子育て支援センター及び放課後児童クラブに係る経費が主なものであります。このうち、106、107ページの15節工事請負費3,110万9,000円は、成美小学校と明倫小学校の放課後児童クラブの施設整備費であります。

次に、158、159ページをお願いします。9款の教育費になります。下段の2目事務局費1億808万3,000円の主なものは、教育長を含めた職員11人分の人件費です。

また、160、161ページの7節賃金169万3,000円は、緊急雇用創出事業により配置しました子ども相談員の賃金1人分であります。

次に、162、163ページをお願いします。2項小学校費の1目学校管理費1億9,075万6,000円は、小学校5校の管理運営に要した経費であります。

中段の7節賃金の備考欄、非常勤講師賃金528万6,000円は、小学校1年生クラスの円滑な集団生活や学習指導のため、5人の支援員を配置したものです。

その下の特別支援員賃金491万4,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため、7人の支援員を配置したものです。

次のページ、164、165の上段、13節委託料の備考欄、建築工事設計監理等2,422万2,000円は、須走小学校屋内体育施設建設工事の設計業務が主なものであります。

次に、15節工事請負費の555万8,000円は、前年度から繰り越しました成美小学校給食用の昇降機改修工事費364万4,000円が主なものであります。

下段の2目教育振興費、13節委託料の483万円は、外国人英語指導員、いわゆるALT派遣を5小学校等で延べ178日行ったもので、このうち、幼稚園でも各園1日ずつ実施しております。

次に、166、167ページの3目中学校費の1目学校管理費5億1,676万3,000円は、中学校3校の管理運営に係るものです。

次のページ、168、169にあります15節工事請負費の備考欄2段目、3億7,672万8,000円は、北郷中学校屋内体育施設改築工事費であります。

次に、同じページ下段の2目教育振興費1,329万2,000円は、中学校の教育振興に係るもので、13節委託料514万5,000円は、小学校と同じく、外国人英語指導員の派遣を延べ189日行ったものであります。

170、171ページをお願いします。3目小山中学校改築工事費6億7,665万4,000円は、平成21年度から24年度までの4か年の継続事業で進めております改築・耐震補強事業であります。この中で、15節工事請負費の主なものは、昨年10月に完成しました中校舎改築工事費が主なものとなっております。

同じページの中段からになります、4項幼稚園費1億5,012万8,000円は、幼稚園4園の管理運営に係るものです。このうち、次の172、173ページ中段の15節工事請負費615万8,000円は、駿河

幼稚園と小山幼稚園の統合により、旧駿河幼稚園園舎の解体工事費であります。

同じ172、173ページの下段からの9款5項1目社会教育総務費7,715万5,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっています。

そのほかでは、次のページ、174、175ページ中段、13節委託料の備考欄、歴史文書資料整理業務661万5,000円は、緊急雇用創出事業により、富士紡績から寄贈された同社創業以来の貴重な資料の整理を行ったものであります。

176、177ページの2目生涯学習推進費324万円の主なものは、8節報償費の謝礼等128万1,000円で、家庭教育学級やふるさと学級、町民講座、趣味教室、生涯学習フェスティバルに要した奨励金や講師等の謝礼であります。

その下の3目社会教育施設費380万5,000円は、児童館併設の中央公民館に係る維持管理費と児童館まつりをはじめとする各種児童館事業に要した経費であります。

次に、178、179ページをお願いします。上段の4目図書館費2,414万8,000円は、図書館の管理・運営に係る経費であります。

18節備品購入費の備考欄、図書380万4,000円は、一般図書、児童図書等1,684冊を購入したもので、平成22年度末の蔵書数は10万3,254冊となっております。年度中の利用者は3万383人、貸し出し数は7万890冊でありました。

同じページの下段、5目生涯学習センター管理費1億2,255万円は、文化会館、総合体育館ほかの維持管理に係る経費であります。主なものは、180、181ページ中段の13節委託料、備考欄、生涯学習センター保守等3,843万8,000円で、文化会館、総合体育館の清掃業務、金太郎ホールの舞台設備操作業務、空調設備保守点検等30件の委託業務であります。

182、183ページをお願いします。中段の6目自主文化事業費2,034万9,000円は、総合文化会館、金太郎ホール等での自主事業公演に要した経費であります。主なものは、13節委託料1,756万4,000円であります。公演回数は、町内小中学校の児童生徒の芸術鑑賞会、劇団四季公演、水森かおりコンサートなど18公演を実施しました。

その下の6項1目保健体育総務費1,085万6,000円は、社会体育の推進に要した経費であります。13節委託料の備考欄、スポーツインストラクター育成事業310万円は、社会体育事業の推進はもちろん、地域と行政をコーディネートできる人材の育成と、講師として各種スポーツの普及を目指すことを目的に、緊急雇用創出事業で行っているものであります。

下段の19節負担金補助及び交付金590万2,000円の主なものは、次のページ、184、185の備考欄上段、体育協会への助成、地区のスポーツ振興会への助成、少年スポーツ少年団10団体への助成、縣市町村対抗駅伝大会への助成等であります。

同じページ、2目体育施設費1,127万7,000円は、町立体育館、夜間照明施設3か所、町民プール、パークゴルフ場等の維持管理に要した経費であります。

次に、190、191ページをお願いします。

10款6項1目文教施設災害復旧費7,715万7,000円は、須走の幼稚園と中学校の台風9号による災害復旧費であります。

以上で、教育部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで15分間休息いたします。

午後2時24分 休憩

---

午後2時39分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに認定第7号 土地取得特別会計について補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 認定第7号 平成22年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的とした会計であります。

決算書の298、299ページをお開きください。この会計における歳入決算額は1,859万3,000円あります。運用基金であります土地開発基金から1,859万3,000円を繰り入れし、300、301ページにあります歳出で、1,858万4,000円を一般会計に繰り出したものであります。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 老人保健特別会計、認定第5号 後期高齢者医療特別会計、認定第8号 介護保険特別会計の4件について補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 住民福祉部関係の特別会計4会計について、順次説明を行います。

はじめに、認定第2号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書につきましては、193ページからになります。

最初に、本特別会計の事業概要について御説明いたします。

国保の加入者状況につきましては、年間平均で2,813世帯、被保険者数は4,882人で、町人口に対して23.7%の加入率でございます。このうち、一般被保険者は4,461人で、前年度より5人増加し、退職被保険者は421人で、6人の減少となっております。

平成22年度の医療費諸率に基づく医科の入院、入院外及び歯科等の医療費のうち、本町の1人当たりの医療費は、一般被保険者が29万円で県下5位、退職被保険者が32万2,000円で県下15位となっています。医療費の適正化対策等につきましては、平成20年度から始まりました保険者ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導に重点を置き、脳卒中や心臓病などの生活習慣病を引き

起こす原因となるメタボリックシンドロームの該当者や、その予備軍となる人を特定健康診査で早期に発見し、予防・改善に向けて積極的に特定保健指導を推進しているところであります。

本町の特定健康診査の受診率は44.3%、県平均は29.9%で、特定保健指導の実施率は38.1%、県平均は28.8%でありますので、県平均よりかなりの高い数値を示しております。

次に、歳入歳出決算の内容について御説明いたします。

195ページをお開きください。歳入総額は収入済額の下段の19億8,982万5,000円、歳出総額は197ページの支出済額の17億1,690万7,000円で、差し引き残高は2億7,291万8,000円でございます。

200、201ページの歳入の主なものを御説明いたします。

1 款国民健康保険税は4億4,156万2,000円で、歳入全体の22.2%、次のページの下段、4 款国庫支出金3億8,949万1,000円で、19.6%、次のページの下段、5 款退職者医療制度に係る療養給付費等交付金は1億71万4,000円で、5.1%、次のページの6 款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る財政調整で、4億2,974万4,000円で、21.6%となっています。次のページの下段、10 款 1 項 1 目一般会計繰入金は8,453万8,000円で、4.2%となっています。

また、平成22年度の国民健康保険税の現年度収納率は95.0%となっています。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

218、219ページをお願いします。2 款保険給付費は12億914万5,000円で、歳出全体の70.4%、222、223ページの3 款後期高齢者支援金等は1億8,565万円、10.8%で、2 款と3 款を合わせますと、歳出全体の81.2%となっています。

次に、232ページをお願いします。区分5の実質収支額でございますが、2億7,291万8,000円で、前年度に比べ5,785万6,000円の増加となっています。この金額から区分6にございますように、7,300万円を保険給付費と基金に積み立て、残り1億9,991万8,000円を翌年度繰越金として、平成23年度国民健康保険事業への財源に充てるものといたしました。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 平成22年度小山町老人保健特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

老人保健制度は、平成20年3月末で廃止され、新たに後期高齢者医療制度に移行したために、本会計は平成20年3月分までの月おくれの医療費精算分の経過措置となり、歳入総額、歳出総額が昨年度と比較して大幅な減少であります。

決算書につきましては、246、247ページをお願いします。本会計における歳入総額は、収入済額の1,672万6,000円、支出総額は、次のページの支出済額欄の1,672万6,000円で、その差し引き額は0円となります。

252、253ページをお願いします。歳入の主なものは、5 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金1,672万1,000円であります。

256、257ページの歳出につきましては、国、県及び支払基金に対する平成21年度精算に伴う返還金801万2,000円と、一般会計繰出金871万3,000円となっています。

歳入総額と歳出総額の差し引き額を0円とし、平成22年度で本会計を廃止し、今後の精算は一般会計で行うこととしたものであります。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書につきましては、260、261ページをお願いします。本会計における歳入総額は、収入済額欄の1億8,685万円、支出総額は、次のページの支出済額欄の1億8,665万1,000円で、その差し引き額は、次のページの19万8,000円で、これが剰余金となります。なお、この制度の被保険者数は平成23年3月末現在で2,573人です。

歳入の主なものは、266、267ページの1款後期高齢者医療保険料1億6,407万円は、年金から天引きによる特別徴収保険料1億2,058万4,000円と、現金、口座振替で納める普通徴収保険料4,348万6,000円の保険料であります。なお、収納率は、現年度分で99.7%となっています。

2款繰入金2,059万円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、一般会計からの繰入金ではありません。

次に、歳出の主なものは、270、271ページの1款後期高齢者医療広域連合納付金1億8,627万3,000円で、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

最後に、認定第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

ページは303ページからになります。まず、本会計の概要から御説明いたします。

平成22年度末における認定者等の状況でございますが、第1号被保険者となる65歳以上の方は4,700人で、町人口の23.0%となっています。支援または要介護の認定を受けている方は695人、そのうち65歳未満で特定疾病により介護認定を受けている方は19人です。65歳以上の人口に対する認定者数の割合は14.7%です。

認定された方のうち、介護サービスを使っている方は、23年3月分の状況で、施設サービス利用者が167人、在宅サービス利用者が418人の計585人で、認定者の84.2%に当たります。

介護保険の歳出総額は307ページの支出済額欄になりますが、12億7,166万5,000円で、前年度に比べ2,822万5,000円、2.3%の増となっています。

それでは、決算書に基づき御説明いたします。

はじめに、歳入でございますが、310、311ページをお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料2億3,883万3,000円は、年度途中での死亡、転出者を含めた、延べ5,195人分で、1節の現年度分特別徴収保険料は、年金より徴収されている方で4,545人分、2節の現年度分普通徴収保険料は、現金納付や口座振替による人で650人分です。

3款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分2億825万2,000円は、保険給付費に対する国の負担金で、施設分15%と、在宅その他分の20%分です。

次のページの4款1項1目介護給付費交付金の1節現年度分3億5,604万4,000円は、40歳から65歳までの第2号被保険者保険料分で、保険給付費の30%相当分に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、314、315ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金1億9,345万3,000円は、1目の介護給付費に対する12.5%分の町からの繰入金1億4,653万9,000円と、4目の人件費、認定審査会のほか介護保険事業に要する費用としての繰入金4,113万4,000円が主なものでございます。

その下の2項基金繰入金3,326万8,000円は、1目の介護給付費準備基金繰入金3,000万円が主なもので、平成22年度末での準備基金の現在高は4,365万6,000円となっています。

次に、歳出でございますが、320、321ページをお願いします。

下段にあります1款3項1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金268万9,000円は、御殿場市と共同で設置しています介護認定審査会費で、開催日数129日、審査総件数3,030件に対する総費用額1,189万9,000円の小山町分685件、22.6%分の件数割合での負担金でございます。

次のページの2款保険給付費11億8,743万7,000円は、前年度比4.2%増でございます。このうち、1項1目居宅介護サービス給付費4億2,952万7,000円は、前年度に比べ6.7%増であり、2つ下の3目地域密着型介護サービス給付費7,243万9,000円は、前年度比で11.7%増となっています。居宅関係受給者は、前年度より35人増の418人でございます。

また、下段の5目施設介護サービス給付費5億6,944万円は、前年度比で1.2%の増となり、受給者につきましては2人減の167人でございます。

平成22年度中に、何らかの介護サービスを利用している方は、ただいま申し上げました居宅、施設受給者の合計585人であり、居宅サービスの主な利用サービスは、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等でございます。

次に、330、331ページの下段になります。4款1項介護予防事業920万8,000円は、介護予防対象者を把握するための生活機能評価や通所型介護予防教室に係る経費が主なものでございます。

次のページの中段、2項包括的支援及び任意事業2,094万6,000円は、地域包括支援センターの運営に係る経費や家族介護用品支給事業が主なものでございます。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、認定第6号 下水道事業特別会計、認定第9号 水道事業会計の2件について補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 認定第6号の補足説明を行います。

決算書の273ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

280、281ページの事項別明細書をお開き願います。

1款1項1目下水道使用料の1節下水道使用料及び手数料の主なものは、備考欄上段の下水道

使用料7,599万4,000円でありまして、陸上自衛隊富士学校を含む1期当たりの平均1,514件の合計6期分と、転居精算225件分の下水道使用料でございます。対前年度比9.5%の減であり、その収納率は97.4%となっております。

次に、その下の2節下水道使用料滞納繰越分の不納欠損額60万4,000円ではありますが、平成17年度分の使用料で、転居・転出先不明者等により収納困難なものについて、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

同じページ、2款1項1目1節一般会計繰入金1億191万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。

4款1項1目1節の繰越金438万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目負担金の1節公共下水道受益者負担金144万6,000円は、須走道の駅施設設置に伴う受益者負担金でございます。

次に、歳出関係について御説明いたします。

284、285ページをお願いいたします。1款1項1目下水道総務費の11節需用費1,917万1,000円の主なものは、備考欄3行目の光熱水費745万1,000円で、須走浄化センターの電気料、水道料及びマンホールポンプ15か所分の電気料に要した経費と、その下の修繕料921万7,000円は、浄化センターの電気設備等の修繕及び耐用年数に基づいたマンホールポンプの交換に要したものでございます。

次に、13節委託料4,540万2,000円ではありますが、須走浄化センターの運転及び施設維持管理のための業務委託料等で、備考欄に掲げてあります13業務について委託したものでございます。

287ページをお願いいたします。備考欄1行目の下水道法事業認可変更業務は、平成22年度までとなっていました小山町公共下水道（須走処理区）事業計画についての目標年次を平成29年まで延伸し、また、須走道の駅を下水道事業認可区域に追加したものであります。

次に、2款1項公債費、1目元金の23節償還金利子及び割引料6,358万4,000円ではありますが、須走浄化センターの建設及び管渠工事に伴う平成6年度から平成15年度までの起債元金を償還計画に基づいて償還したものでございます。

また、その下の2目利子、23節償還金利子及び割引料2,831万4,000円は、元金と同じく、平成6年度から平成15年度までの起債に対する利子でございます。

以上で、下水道事業特別会計の決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号の水道事業会計決算の補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

決算書、4ページ、5ページをお開き願います。平成22年度決算報告について御説明いたします。なお、消費税込みの金額となりますので、御了承ください。

はじめに、収益的収入及び支出であります。収入から説明いたします。

第1款水道事業収益は、決算額2億1,714万6,000円、予算対比102.3%で、前年度より446万1,000

円の増額となっております。

第1項営業収益の決算額2億1,592万8,000円は、水道加入分担金が主なものであります。予算額より463万7,000円の増額となっております主な要因は、水道加入分担金が前年度対比446万7,000円と大幅に増加したことによるものでございます。

続きまして、支出について説明いたします。

第1款水道事業費用は、決算額1億9,777万4,000円、予算対比103.2%、前年度より1,008万円増額となっております。この主な要因は、昨年9月8日の台風9号災害、3月11日に発生しました東北地方を中心とする東日本大震災に伴う計画停電等による事業経費及び用沢配水池の資産除却によるものであります。なお、予算額よりも決算額が上回っておりますが、これは地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きにより、現金の支出を伴わない経費である、有形固定資産の減価償却額8,755万4,000円と、固定資産除却費の677万3,000円の2件について、予算額を超えて執行することができることとされていることによるものでございます。

第1項営業費用は、決算額1億8,931万4,000円は、事業運営、施設の維持管理及び減価償却費等であり、予算対比103.5%、前年度より904万円の増額となっております。

第2項営業外費用の決算額846万円は、企業債利息・雑支出が主なもので、予算対比97.2%、前年度より104万円の増額となっております。主な要因は、前年度において消費税及び地方消費税の納付がなかったことによるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入から説明をいたします。

第1款資本的収入は、決算額9,028万円で、予算対比79.5%であり、前年度より6,229万円の減額となっております。

第1項企業債の決算額は800万円で、予算対比40.4%、前年度より1,700万円の減額となっております。減額の要因は、前年度で用沢配水池築造工事が終了したことによるものでございます。

第3項国庫補助金の決算額は7,281万4,000円で、予算対比86.4%、前年度より575万7,000円の減額となっております。なお、補助事業は、北郷水系配水管布設工事、棚頭第二配水池築造工事、棚頭配水池用地購入事業、県道沼津小山線配水管布設工事に対する防衛省からの補助金と、台風9号により被災を受けました足柄三保線水道災害復旧工事に対する厚生労働省からの補助金であります。

第7項町補助金846万9,000円ではありますが、公営企業法第17条第3項による、災害に係る町からの補助金であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出の決算額は2億4,835万8,000円で、予算対比86.3%、前年度より2,399万7,000円の減額となりました。

第1項建設改良費の決算額は2億3,910万円で、予算対比85.8%、前年度より2,376万9,000円の



減額となっております。主な減額要因は、先ほども説明させていただきましたが、用沢配水池築造工事が終了したことによるものでございます。

また、翌年度繰越額の3,199万4,000円ではありますが、北郷水系棚頭第二配水池築造工事について、平成23年度へ繰り越しをしたものでございます。

なお、建設工事の不用額756万8,000円ではありますが、配水管布設替え工事や揚水加圧ポンプの改修工事等の入札差金が主なものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,807万8,000円につきましては、下の欄外に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、前年度分及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。8ページの水道事業損益計算書であります。下段の当年度未処分利益余剰金であります。1,336万8,000円、前年度比75.6%、432万5,000円の減収となっております。主な原因は、先ほどから説明をしております用沢配水池が完成したことにより、以前まで使用しておりました用沢配水池を除却したことによるものでございます。

次に、9ページの水道事業余剰金計算書であります。利益余剰金の部の1、減債積立金、2、利益積立金、3、建設改良積立金は、前年度の決算に伴い繰り入れしたもので、積立金の合計額は4億3,568万3,000円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。水道事業余剰金処分計算書（案）について御説明いたします。1の当年度未処分利益余剰金ではありますが、当年度純利益1,336万8,000円について、公営企業法の規定に基づき、1の減債積立金、3の建設改良積立金に積み立てる処分をお願いするものであります。

次に、13ページをお願いいたします。水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況をあらわすものであります。

まず、資産の部であります。

1の固定資産合計は、中段にありますように、41億5,841万3,000円で、前年度比3.5%、1億3,969万9,000円の増額となっております。これは、配水池築造、配水管布設設備、ポンプ設備、電気設備等による資産の増によるものであります。

次に、下から7行目、流動資産の合計は5億7,901万8,000円で、前年度比8.4%、5,322万9,000円と大きく減額となっております。この内容は、先ほど資本的収支で説明させていただきましたが、企業債の借入額、国庫補助金、寄附金が減額となったことによるものでございます。

次に、負債の部であります。

下から2行目、流動負債合計は1億3,006万7,000円で、前年度より871万9,000円の減となっております。この内容は、会計閉鎖期日である3月31日現在の未払金であり、工事請負・業務委託の完了検収後の支払が年度を超えたことによるものでございます。

次に、14ページの資本の部でございます。

5の余剰金のうち、(2)の利益剰余金は減債積立金、利益積立金、建設改良積立金と、それに当年度未処分利益剰余金を合計しました利益剰余金合計は4億4,905万2,000円となっております。この額が、当年度以降の資本的収支不足額の補てん財源となります。

次に、負債資本合計は47億3,743万1,000円となり、前年度より1.9%の増となっております。

なお、15ページ以降につきましては、水道事業の報告書、収入及び支出の詳細につきましては、23ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書に記載してありますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上で、水道事業会計の決算の補足説明を終わりたいと思ひます。

○議長(真田 勝君) 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。  
教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 認定第3号 平成22年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

決算書では233ページからになりますが、はじめに、244ページの実質収支に関する調書からお願いします。

歳入総額は393万1,000円、歳出総額は375万4,000円で、その差し引き額17万7,000円は剰余金として、翌年度へ繰り越した内容となっております。

まず、歳入についてであります。ページを戻っていただき、240、241ページをお願いします。

ページ中段の3款基金繰入金150万円は、貸付に当たり、育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

ページ下段の5款諸収入の2項貸付元金収入の230万円は、貸付元金償還金7人分であります。

次に、歳出であります。242、243ページをお願いします。1款貸付事業費374万4,000円は、大学生9人、専門学校生1人、高校生1人に貸し付けたものであります。なお、育英奨学資金貸付基金の年度末の総額は1,246万5,727円となっております。

以上です。

○議長(真田 勝君) 以上で、補足説明は終わりました。

次に、監査委員から、決算審査意見を求めます。代表監査委員 池谷 浩君。

○監査委員(池谷 浩君) ただいまより、平成23年8月25日付、小監第20号にて小山町長に提出いたしました平成22年度小山町歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成22年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、阿部監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告させていただきます。

審査は7月5日より8月4日まで、会計管理者及び関係部課長等、関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われ

たか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定にのっとり作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行、財政運営及び財産の管理状況について、適正に執行されているものと認められました。

次に、会計経理事務については、毎月の例月出納検査を参考に審査を実施し、適正に処理されていると認められました。

平成22年度の決算の内容でございます。お手元の審査意見書4ページからの決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は8,678万円、特別会計3億1,774万円、合わせて4億453万円の黒字であります。一時借入れの残高はございません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページの平成22年度一般会計の決算収支状況を御覧ください。繰り越す財源、前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を考慮した結果、実質の単年度収支額は2,695万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源、これは前年度より4億9,663万円増加しております。これは、寄附金の増加が主なものです。町税は減少いたしました。依存財源の増加17億5,997万円は、地方交付税と町債の増加が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費が減少いたしました。投資的経費の普通建設事業費、災害復旧事業費が大きく増加いたしました。

次に、財政力指数でございます。22年度0.947となり、今年度より普通交付税の交付団体となりました。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指標については、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担の状況を記載いたしました。平成22年度末、町債残高は94億8,351万円で、22年度中は償還元金9億827万円に対し、起債は16億1,419万円に、7億592万円増加いたしました。

また、5ページに収入未済額、不納欠損額について記載をいたしました。町民の皆様にご負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、事項期限までに計画的継続的な収納措置を、各課横断的に図られるよう希望いたします。要望いたします。

一般会計の詳細資料、15ページから40ページに、特別会計の詳細資料は43ページから49ページ

に記載いたしました。

各会計の実質収支は53ページのとおり、黒字でございます。

財産の状況は、54ページに記載してございます。基金の取り崩し7億4,646万円、基金積み立て3,010万円で、差し引き7億1,636万円の減少でございます。

次に、土地開発基金運用状況でございます。57ページ、58ページを御覧ください。現金1,800万円を取り崩しました。審査の結果、係数には誤りがなく、基金の運用はおおむね条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

次に、水道事業会計決算について、審査の意見を申し上げます。審査は7月7日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われ、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法施行令の会計の原則に準拠して作成されており、事業の経営成績と財政状況が適正に表示されておりました。また、その数値は正確であると認められました。しかし、62ページからの諸表のように、収益力は低下しております。今後の経営の一層の効率化、健全化を図る必要がございます。

また、未払金でございますが、不当利得である還付金の未払いは、長期滞留させずに、早期返還を図ることを要望いたします。

また、総務省において、地方公営企業会計制度の見直しが現在行われております。地方分権改革推進委員会の第2次勧告、第3次勧告を踏まえ、小山町も公営企業の抜本改革を進めることを要望いたします。

次に、平成22年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。審査は7月8日から27日に関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足はないのか、算定過程に誤りがなく、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成22年度決算並びに決算統計資料等を照合し、慎重に審査をいたしました。審査の結果、各比率とも法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの判定指標を含め、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

以上、平成22年度小山町各会計並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

小山町の業務範囲は膨大でございます。広範囲、多種多様にわたっております。したがって、監査も十分とはいええず、全体の5%ぐらいのきだと考えております。22年度監査いたしました中で重要な指摘事項はございません。したがって、おおむね適正と判断いたします。

以上、平成22年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政

健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

報告を終わります。

○議長（真田 勝君） これで、監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終わりました。

次回は、9月7日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第9号までの平成22年度会計決算9件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時28分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 湯 山 鉄 夫